

司法分野における社会福祉士の関与の

在り方を考える学習会

司法分野において、社会福祉士の役割が注目されています。

高齢者や障害者が被疑者・被告人として逮捕・起訴猶予となった場合、入り口の段階から社会福祉士が関与し支援を行うことで、その方の生活の回復を図り、再犯の防止につながるようになります。

今回、入口支援とはどういうことか？社会福祉士の関与は？実際の支援例を参考にしながら、参加者の皆さんと学んでいきたいと思えます。

支援にかかわっている方、これから関わろうとしている方、興味関心をもっていただいている方々を対象に学習会を開催いたしますのでご参加のほどよろしくお願ひします。

【日 時】 平成30年2月24日(土) 午後1時30分～午後3時30分

【場 所】 かでる2・7 (札幌市中央区北2条西7丁目) 10階 1050会議室

【内 容】 『入口支援とは何か、入口支援から始まるソーシャルワークの実践』

【参加費】 会員1,000円 非会員1,500円

※ 学習会の当日にいただきますのでご用意の上参加してください。

【定 員】 50名 (定員になり次第締め切ります。お早めにお申し込み下さい。)

【参加申し込み】 2月13日(火)までに下記事務局までメール、Faxでお申込下さい。

公益社団法人北海道社会福祉士会事務局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでる2.7 4階

Tel: 011-213-1313 Fax: 011-213-1314 Email: info@hokkaido-csw.or.jp

北海道社会福祉士会事務局行 (FAX 011-213-1314)

司法分野における社会福祉士の関与の在り方を考える学習会
申込書

氏名 _____ 会員 (No. _____) ・ 非会員 _____

所属 _____ 連絡先 _____

※切り取らずにこのままFAXしてください。